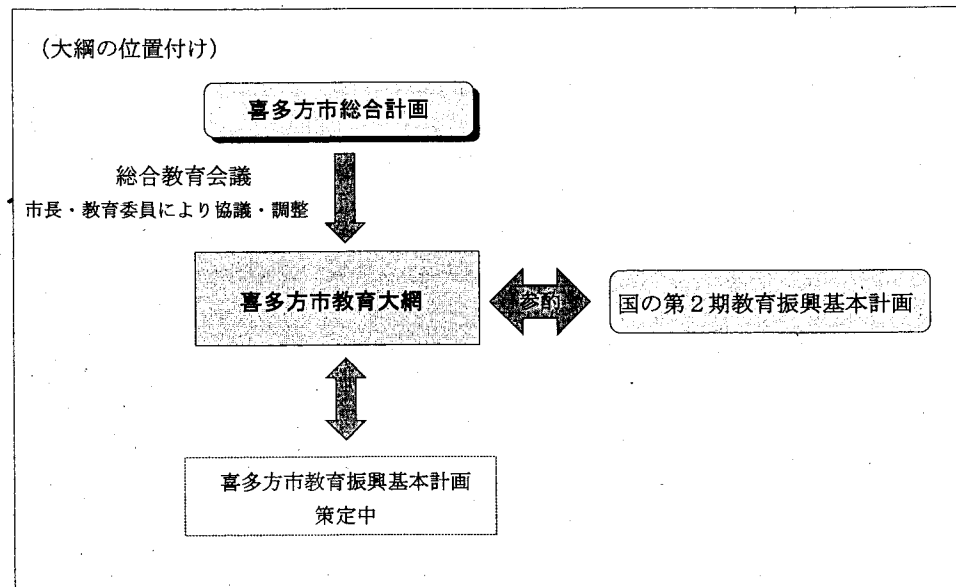


(第3回会議提示案)

1 大綱の位置付け

大綱は、平成27年4月1日改正の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(地方教育行政法)第1条の3に基づき、喜多方市の教育が目指す基本的な方向や今後推進すべき施策を明らかにするものです。



(第4回会議修正案)

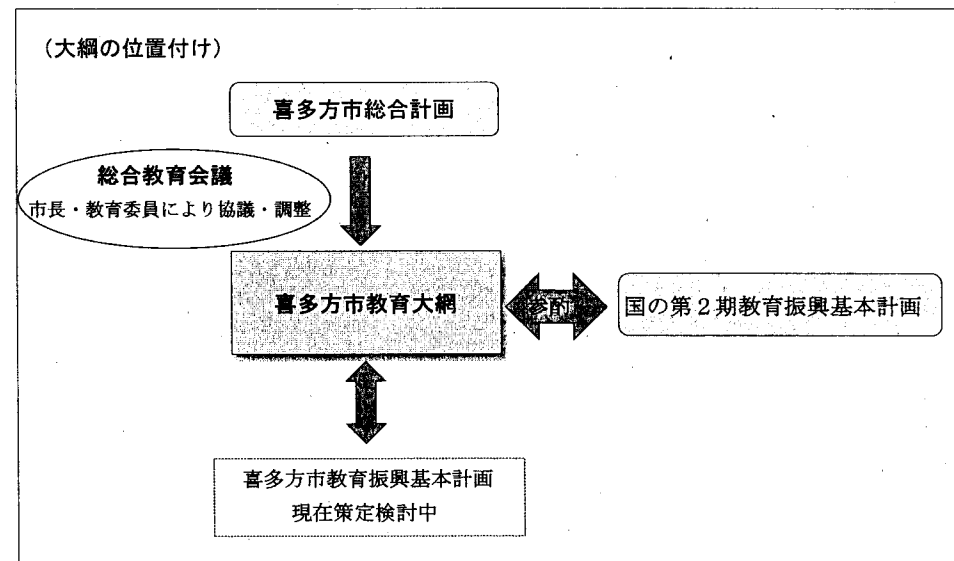
1 大綱策定の背景

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地方教育行政法）」の一部改正（平成27年4月1日施行）に伴い、同法第1条の3第1項の規定により、地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針である「国の第2期教育振興基本計画」を参酌した上でその地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされました。

この大綱は、教育行政に関する市民の意向をより一層反映させるため、地方教育行政法第1条の4第1項に定める市長と教育委員会で構成する「総合教育会議」において協議、調整した上で策定するものです。

2 大綱の位置付け

この大綱は、喜多方市の教育が目指す基本的な方向や今後推進すべき施策を明らかにするものです。喜多方市総合計画の基本計画に定める基本方針の達成に向け、教育分野の基本目標、施策の方針を示し、今後喜多方市教育委員会が策定する「喜多方市教育振興基本計画」と連動するものです。



2 喜多方市の教育の基本理念

「まちづくりは人づくり」という基本的な考え方により、喜多方市人づくりの指針に基づき、「誇りを持って共に生きる力」を備えた教育の充実を図ります。

未来を拓く喜多方人

- ・強い心・敬愛の心など、豊かな心を持つ人になろう
- ・命の大切さを知り、心身とも健康な人になろう
- ・郷土の自然や文化、歴史、伝統に誇りを持ちより素晴らしい地域を創造する人になろう
- ・社会の一員として人の道をわきまえ、良心に背くことのない人になろう
- ・夢や目標に向けて何事にも挑戦し、世界に羽ばたく人になろう

これらのことを受け、特に家庭教育における親（保護者）の役割を十分に踏まえ、家庭の絆を大事にしながら、健康で明るい家庭を築くよう努めよう

なかよくたくましく生きる

- ・人を思いやり敬います
- ・「こんにちは」「どうぞ」「ありがとう」を言います
- ・勉強に励み体を鍛えます
- ・人として恥ずかしい行いをしません
- ・喜多方を誇り社会に役立ちます

わたしたちは くじけない強い心を持って 目標に向かってやりぬきます

3 大綱の期間

大綱が対象とする期間は、喜多方市総合計画との整合性を図るため、平成27年度から同計画の終期である平成28年度の2か年とします。

3 喜多方市の教育の基本理念

「まちづくりは人づくり」という基本的な考え方により、喜多方市人づくりの指針に基づき、「誇りを持って共に生きる力」を備えた人材を育成します。

喜多方市人づくりの指針

【未来を拓く喜多方人】市民が目指す姿を示しています。

- ・強い心・敬愛の心など、豊かな心を持つ人になろう
- ・命の大切さを知り、心身とも健康な人になろう
- ・郷土の自然や文化、歴史、伝統に誇りを持ちより素晴らしい地域を創造する人になろう
- ・社会の一員として人の道をわきまえ、良心に背くことのない人になろう
- ・夢や目標に向けて何事にも挑戦し、世界に羽ばたく人になろう

これらのことを受け、特に家庭教育における親（保護者）の役割を十分に踏まえ、家庭の絆を大事にしながら、健康で明るい家庭を築くよう努めよう

【なかよくたくましく生きる】児童生徒が目指す姿を示しています。

- ・人を思いやり敬います
- ・「こんにちは」「どうぞ」「ありがとう」を言います
- ・勉強に励み体を鍛えます
- ・人として恥ずかしい行いをしません
- ・喜多方を誇り社会に役立ちます

わたしたちは くじけない強い心を持って 目標に向かってやりぬきます

4 大綱の期間

大綱が対象とする期間は、喜多方市総合計画との整合性を図るため、平成27年度から同計画の終期である平成28年度までの2か年とします。

4 大綱の基本目標

喜多方市総合計画に基づき、以下の4つの目標の実現を図ります。

1 心を豊かにする生涯学習の推進

施策の方針

- ・ 「人づくりの指針」を生かした生涯学習事業の展開
- ・ 生涯スポーツに取り組むことができる場と機会の設定
- ・ 地域に密着した公民館活動の推進
- ・ 文化財の保護・保存と継承

2 特色ある学校教育の推進

施策の方針

- ・ 人づくりの指針「なかよくたくましく生きる」の具現化を図る教育活動の展開
- ・ 喜多方市の特色を生かした教育の充実及び「たくましく学び合う力」の育成

3 安心して子育てができる環境整備の推進

施策の方針

- ・ 時代への対応と小中学校適正配置のあり方を考慮した教育環境の整備

4 次世代を担う青少年の健全育成の推進

施策の方針

- ・ 小学校から中学校へのつなぎ教育の推進
- ・ 家庭・学校・地域社会の連携強化と家庭教育の充実

5 大綱の基本目標

大綱の主たる記載事項は、各地方公共団体の判断に委ねられていますが、主として地方公共団体の長の有する権限に係る事項についての目標や方針を記載します。

本市においては、総合教育会議で市長と教育委員が協議・調整し、以下の施策を推進することとしました。

1 心を豊かにする生涯学習の推進

施策の方針

- ① 「人づくりの指針」を生かした生涯学習事業の展開
- ② 生涯スポーツに取り組むことができる場と機会の設定
- ③ 地域に密着した公民館活動の推進
- ④ 生涯学習関係施設の内容充実

2 生きる力を育む学校教育の推進

施策の方針

- ① 人づくりの指針「なかよくたくましく生きる」を活かした教育活動の展開
- ② 特色ある教育の充実
- ③ 就学前・小学校・中学校の連携による教育活動の推進

3 安心して子育てができる環境整備の推進

施策の方針

- ① 少子化に対応した活力ある学校づくりを目指すとともに、小中学校適正配置のあり方を考慮した教育環境の整備
- ② 就学前教育の充実
- ③ 放課後児童健全育成事業との連携

4 次世代を担う青少年の健全育成の推進

施策の方針

- ① 家庭・学校・地域社会の連携による健全育成の推進と安全の確保
- ② 家庭教育の充実による基本的生活習慣の形成

5 文化財の保護・保存

施策の方針

- ① 文化財の保護・保存と継承及び地域伝統文化の活用と発展
- ② 芸術、歴史、文学、自然科学など文化的活動の推進